

富山県立大学情報基盤センター規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は富山県立大学学則第 57 条に定める情報基盤センターの組織、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の情報基盤センターを富山県立大学情報基盤センター（以下「センター」という。）という。

(目的)

第 3 条 センターは、教育研究用電子計算組織を適切に管理運営し、教育研究の用に供することを目的とする。

(センター所長)

第 4 条 センターに所長を置く。

2 所長は、富山県立大学（以下「本学」という。）の教授のうちから教育研究審議会の意見を聴いて学長が選考する。

3 学長は、前項の規定により選考した者を理事長に申し出なければならない。

4 所長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 所長は、学長の命を受け、センターの業務を掌理する。

(センター副所長)

第 5 条 センターに副所長を置く。

2 副所長は、本学の専任の教授のうちから教育研究審議会の意見を聴いて学長が任命する。

3 副所長は所長を補佐し、所長に事故があるときはその職務を代行する。

4 副所長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(職員)

第 6 条 センターに職員若干人を置くことができる。

2 前項の職員（以下「センター職員」という。）は本学の教授、准教授、講師、助教その他の職員のうちから学長が任命する。

3 センター職員は、所長の命を受け、センターの業務に従事する。

(審議)

第 7 条 センターの運営に関する重要事項については、企画情報本部で審議する。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 富山県立大学の設置後最初のセンター所長の選考については、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、教育研究審議会の議を経ることを要しないものとする。

3 富山県立大学の設置後最初のセンター所長の任期は、第 4 条第 4 項本文の規定

にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附 則

1 この規程は、平成 30 年 6 月 14 日から施行する。

2 第 5 条第 4 項に規定する副所長の任期は、平成 30 年度に限り当該年度の末日までとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。